

船舶事故調査報告書

令和5年8月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月11日 14時42分ごろ
発生場所	山口県周防大島町久賀港北西方沖 久賀港天満沖防波堤西灯台から真方位305° 1.4海里（M）付近 （概位 北緯33° 57.8′ 東経132° 14.4′）
事故の概要	水上オートバイEIWA及び水上オートバイのぞみ号は、共に遊走中、両船が衝突した。 EIWAは、同乗者が負傷し、左舷船尾部に擦過傷を生じ、また、のぞみ号は、船首部に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年9月12日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ EIWA、0.1トン 270-49711山口、株式会社永和商事 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、112kW、令和3年7月 B 水上オートバイ のぞみ号、0.1トン 270-49710山口、海田商事株式会社 2.72m (Lr) × 1.08m × 0.64m、FRP ガソリン機関、112kW、令和3年7月
乗組員等に関する情報	A 船長A 44歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和3年7月27日 免許証交付日 令和3年7月27日 （令和8年7月26日まで有効） B 船長B（中華人民共和国籍） 34歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 令和4年6月24日 免許証交付日 令和4年6月24日 （令和9年6月23日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（同乗者A）

	B なし
損傷	A 左舷船尾部に擦過傷 B 船首部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>A 船は、船長Aが1人で乗り組み、知人1人（以下「同乗者A」という。）を後部座席に同乗させ、周防大島町^{むくの}棕野にある水上オートバイ販売業者（以下「販売業者」という。）の施設付近の砂浜（以下「本件砂浜」という。）を出発し、棕野沖を遊走したのち、遊走を終えて本件砂浜に戻ろうと約20～30km/hの対地速度で南南西進して本件砂浜に接近していた。</p> <p>船長Aは、本件砂浜にいる仲間の姿を見て、A船を旋回させて水しぶきをかけることを思い付いた。</p> <p>船長Aは、本件砂浜に向けて帰航を開始した際、B船が棕野沖を遊走していたので、まだA船から離れた場所を遊走していると思い、増速しながら左旋回したところ、令和4年8月11日14時42分ごろ、A船の左舷船尾部とA船の左舷後方を航行していたB船の船首部とが衝突した。</p> <p>同乗者Aは、衝突した衝撃で落水し、仲間に引き上げられた。</p> <p>船長Aは、同乗者Aが左足に痛みを訴えるので、119番通報するよう販売業者の従業員に依頼した。</p> <p>同乗者Aは、救急車で山口県柳井市の病院に搬送され、左大腿骨遠位端骨折と診断された。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、本件砂浜を出発し、棕野沖を遊走したのち、本件砂浜に戻ろうと南南西進して本件砂浜に接近していた。</p> <p>船長Bは、A船も遊走を終えて本件砂浜付近で停船すると思い、A船の左舷側に停船しようと徐々に接近していき、A船の左舷後方約7mまで接近したところ、突然A船が左旋回したことに気付いたものの、どうすることもできず、B船とA船とが衝突した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長A、同乗者A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長A、同乗者A及び船長Bは、会社関係の知人同士で、家族等を含めた総勢約20人のグループで本件砂浜に遊びに来ていた。</p> <p>仲間の中には、特殊小型船舶操縦士の免許証受有者が数名おり、同受有者が交代でA船及びB船を操縦し、棕野沖を遊走していた。</p>
分析	
乗組員等の関与	A あり、B あり
船体・機関等の関与	A なし、B なし
気象・海象等の関与	A なし、B なし

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、本件砂浜に向けて南南西進中、船長Aが、本件砂浜にいる仲間に水しぶきをかけようとした際、B船がA船から離れた場所を遊走していると思い、後方を確認せずに左旋回したことから、A船の左舷後方を航行していたB船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、本件砂浜に向けて南南西進中、船長Bが、A船が遊走を終え本件砂浜付近で停船すると思い、A船の左舷側に停船しようとして左舷後方に接近して航行していたことから、突然A船が左旋回したことに気付いたものの、どうすることもできずA船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船及びB船が共に本件砂浜に向けて南南西進中、船長Aが、本件砂浜にいる仲間に水しぶきをかけようとした際、B船がA船から離れた場所を航行していると思い、後方を確認せずに左旋回し、また、船長Bが、A船が遊走を終え本件砂浜付近で停船すると思い、A船の左舷側に停船しようとして左舷後方に接近して航行していたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイの船長は、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。また、急旋回して水しぶきをかけるなどの危険な操縦を行わないこと。 ・水上オートバイの船長は、旋回する場合は、急に旋回せずに、旋回する前に、旋回する方向の安全を確認してから行うこと。 ・水上オートバイの船長は、他の水上オートバイが旋回等を行う可能性があることを考慮し、安易に接近しようと思わず、安全な距離を保って航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

